

伊予市高齢者見守りネットワーク運用マニュアル

このマニュアルは、伊予市見守りネットワーク事業実施要綱（平成27年伊予市告示第37号）に基づき協定を締結した協力事業者による高齢者の見守り活動及び支援活動について、その具体的な方法を示すものです。

1 役割分担

伊予市と協力事業者は、それぞれの立場で役割分担を行い、活動を行います。

（1）協力事業者の役割と活動

①従業員への周知

従業員の方々にこの事業の趣旨を説明し、このマニュアルに沿って見守り活動が適切に実施できるよう周知をお願いします。（別紙「従業員の皆様へ」をご参考ください。）

②異変の察知及び緊急通報

通常業務として顧客である高齢者に接する際、日常と異なる何らかの異変があればそれを察知し、その状況を確認してください。その際、生命や財産を脅かす恐れが高いなど緊急性が高いと判断した場合は、自らの安全を確保した上で、警察（110番）や消防（119番）へ緊急通報してください。

③伊予市地域包括支援センターへの連絡

何らかの異変を察知したら、伊予市地域包括支援センター（☎909-6260）または伊予市長寿介護課地域包括担当（☎982-1111）へ、該当者の氏名や住所、異変の内容など分かる範囲の情報をご連絡ください。

（2）行政等の役割と活動

①情報の整理と対応

協力事業者からの連絡により得られた情報と支援者側が保有する情報を確認・整理し、関係者への連絡や現場対応を行います。

②関連対策への対応

高齢者虐待の認定やケアプランの見直しに向けた対応など、行政が行うべき関連対策につなげ、問題解決を行います。

③結果のフィードバック

対応した結果は、今後の見守り活動に生かすためのフィードバックのため、協力事業者に連絡します。

2 異変の具体的な例

高齢者の異変は、行動に直接表れるものと、生活の状態に表れるものがあります。これら異変が見受けられる高齢者を発見したら伊予市地域包括支援センターへご連絡ください。

（1）訪問時など（以下の状況が数日続いているような場合）

- ・郵便受けなどに新聞や郵便物、宅配物などが溜まっている。

- ・洗濯物が干されたままである。
- ・屋内の電灯が点いたまま、又は消えたままである。
- ・カーテンや雨戸が閉まったままである。
- ・生活している様子がない。

(2) 店舗内など

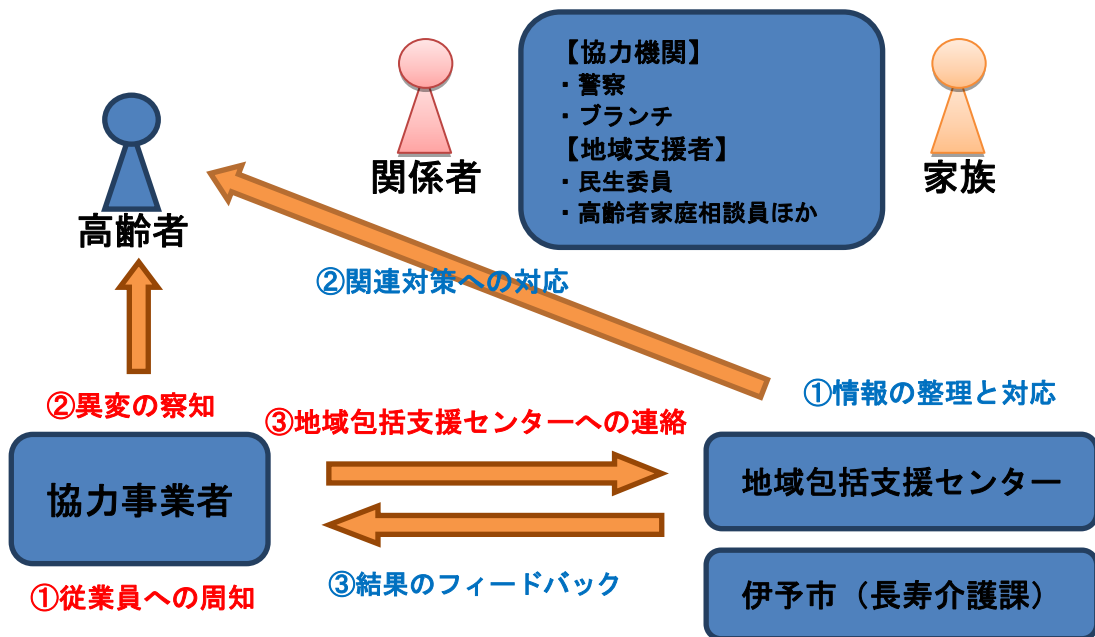
- ・店内の物を食べようとする。
- ・お金を払わずに商品を持って帰ろうとする。

※高齢者の窃盗犯が増加していますが、「自分がどこにいるのか」「何をしているのか」分からない認知症の高齢者である場合もあります。不審な行動をする高齢者には、声かけなどを行い、異変の察知に努めていただければと思います。

(3) その他

- ・話したことや約束したことを忘れる。
- ・以前はできていたお金の出し入れができない。

フロー



4 お問合せ・連絡先

伊予市地域包括支援センター TEL 089-909-6260

伊予市長寿介護課地域包括担当 TEL 089-982-1111 (休日・夜間は宿直)

従業員の皆様へ

※従業員様への周知の参考としてください。

●●●●●●●●●●●●●●●●は、伊予市と、高齢者の見守りに関する協定を締結しました。業務中に周囲の高齢者に異変が発見されたときは、地域包括支援センターもしくは、伊予市長寿介護課へ連絡してください。（市との協定により、連絡や通報によってあなたに責任が及ぶことはありません。異変に気付いたら遠慮なく連絡しましょう。）

異変の具体的な例

（１）訪問時など（以下の状況が数日続いているような場合）

- ・郵便受けなどに新聞や郵便物、宅配物などが溜まっている。
- ・洗濯物が干されたままである。
- ・屋内の電灯が点いたまま、又は消えたままである。
- ・カーテンや雨戸が閉まったままである。
- ・生活している様子がない。

（２）店舗内など

- ・店内の物を食べようとする。
- ・お金を払わずに商品を持って帰ろうとする。
- ・・・など

発見したときの連絡先は、

☎ 909-6260（伊予市地域包括支援センター）

☎ 982-1111（伊予市長寿介護課地域包括担当） 休日・夜間は宿直

連絡内容の例

高齢者見守りネットワークでの連絡です。

（事業所名）の（あなたの名前）です。

伊予市〇〇〇付近で、（高齢者の様子）の高齢者を見かけましたので連絡します。（相手の氏名、服装、その他の情報が分かれば連絡）

緊急性が高いと判断したときは、

☎ 110番（事件・事故）か

☎ 119番（火災）へ通報してください。